

第 2 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1．日 時

平成15年 8 月 8 日（金）13時56分～15時28分

2．場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

3．会議の次第

(1) 開 会

(2) 議 事

議案第 9 号 市町村建設計画の策定方針に関する件

議案第10号 合併協定項目調整の基本方針に関する件

議案第11号 合併の期日に関する件

議案第12号 一般職の職員の取扱いに関する件

議案第13号 条例、規則等の取扱いに関する件

議案第14号 組織および機構の取扱いに関する件

議案第15号 電算システムの取扱いに関する件

(3) その他

4．出席者氏名

(1) 出席委員（28人）

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、
小野寺一志、竹下 博英、高橋 兵一、池村 好道、佐藤 裕之、
稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、地主 重子

(2) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一

事 務 局 次 長 豊嶋 司

事 務 局 参 事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、佐々木秀則、丸山 春男

事務局員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、
藤原 正人
専門部会長 内山 真次、藤本 六男

5. 欠席者氏名

(1) 欠席委員（1人）

委員 山口 博司

6. 会議録

高橋事務局参事 第2回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の協議会から、この協議会に提出する議案の調整にあたった各専門部会長を事務局の説明員として出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

私から、本日出席している専門部会長を紹介いたします。

総務専門部会長であります秋田市の内山総務部長です。企画調整専門部会長であります秋田市の藤本企画調整部長です。

また、県の山口地域振興局長は、本日、所用のため欠席というご報告をいただいております。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、ちょうど台風が来ておるようでございますけれども、秋田市では竿燈が終わりまして、皆様方も間もなくお盆ということで夏休みに入られる方もいらっしゃると思いますが、大変お忙しいところありがとうございます。

挨拶は抜きということで、早速会議の中身に入らせていただきます。

これより第2回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開くことにいたします。

議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第6条に基づき、今日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、雄和町議会議長の工藤四郎委員、秋田市の佐藤裕之委員、河辺町助役の名古屋昇委員をお願いいたします。

それでは、次第の2の議事に入らせていただきます。

今日の議案は7件ございます。

まず、議案第9号、市町村建設計画の策定方針に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 事務局の高橋でございます。私から説明してまいります。

それでは、第2回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件の資料の1ページをお開きください。

議案第9号、市町村建設計画の策定方針に関する件。

市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に規定する市町村建設計画の策定方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

新市の市町村建設計画の策定方針は、別紙のとおりとする。

平成15年8月8日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

2ページをお開きください。別紙であります。

市町村建設計画の策定方針。

これは、1の計画策定の指針と2の計画内容の2部構成でございます。

1の計画策定の指針であります。

(1) 計画策定にあたっては、秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの総合計画を尊重する。

秋田市は「第10次秋田市総合計画」、河辺町は「第5次総合発展計画」、雄和町は「雄和町総合発展計画」であります。

(2) 計画は、地域住民の生活や文化の向上を図ると同時に、行政組織および行財政運営の効率化を図ることをめざすものとする。

(3) 合併後に実施する事業については、その必要性、緊急性、優先性、有効性、地域性などを十分検証する。

(4) 地方交付税、国庫支出金、地方債などの依存財源を適正に見積もり、健全財政を堅持する観点に立った財政計画に基づくものとする。

(5) ハード事業に止まらず、適切なソフト事業の推進にも配慮する。

(6) 計画の名称は、地域の将来像を示すものとして、親しみやすい名称とする。

以上が計画策定の指針であります。

2、計画の内容。

(1) 計画の対象地域。

対象区域は秋田市、河辺町および雄和町の全域とする。

(2)が計画の構成であります。これは法に定めのあるものでありますが、基本構想、建設計画および財政計画を中心として構成する。

3ページになりますが、計画の期間であります。

秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との整合を図るため、合併の期日から概ね11年間とし、前期6年（平成17年度～22年度）と後期5年（平成23年度

～27年度)とする。

なお、この期間につきましては、10年間とするケースが多いものでありますが、計画期間を11年間とすることにつきましては、総務省ならびに県との協議をいたしているところであります。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、まず、ただいまの説明に対して質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは質問がないようでございますので、次にご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ、藤原委員。

藤原 貢委員 この計画の内容のですね、計画の対象地域ってあるわけですがけれども、全国的にもいろいろ編入合併しているところにつきましては、その対象地域というのは、言うなれば今回の場合は1市2町、雄和、河辺という一つのものに非常にウェイトがかかっておるようにも聞いておるんですけれども、この計画の対象区域は、秋田市、河辺および雄和町の全域とするとなっておりますけれども、ここいら辺についてですね、ただですね私方はあくまでも編入される方なのでですね、この合併がスムーズにいくためには、そういった一つの配慮というようなものがあってもしかるべきだとも思いますので、この対象区域1市2町全域とするといったことにつきまして、もうちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 このたびの合併にあたりましては、1市2町のそれぞれ持つポテンシャルを最高度に高めて新しいまちづくりを推進したいという基本理念から、このように全域としたものでございます。

しかしながら、編入合併にあたりましては、先進事例等の中で、それぞれ編入される側といいますか、そういう側に集中的な投資もあること、合併特例債の活用もあることも十分承知しておりますので、この件につきましては具体的な建設計画の中で、まさにはっきりと明確にしていまいりたいと考えております。

佐竹議長 どうぞ。

藤原 貢委員 はい、わかりました。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第9号、市町村建設計画の策定方針に関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご異議がないようでございますので、議案第9号は、原案のとおり決定をされました。

次に、議案第10号、合併協定項目調整の基本方針に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第10号、合併協定項目調整の基本方針に関する件。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の合併協定項目調整の基本方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の合併協定項目調整の基本方針は別紙のとおりとする。

6ページをお開きください。別紙であります。

合併協定項目調整の基本方針。

秋田市、河辺町および雄和町の市町合併にあたっては、行政全般にわたる合併協定項目ごとに、行政制度や事務事業の統一方針等を定めることとなるが、その調整は、次に掲げる基本方針に基づいて行うものとする。

- 1 原則として、秋田市の制度に統一する。
- 2 制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とする。
- 3 制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮する。

これはいわゆる激変緩和措置についての規定でございます。

- 4 河辺町又は雄和町独自の制度については、従来からの経緯や実情に配慮して調整する。
- 5 これまでの河辺町および雄和町における住民との公約ならびに国および県その他の行政関係機関との協定事項については、原則として引き継ぐものとする。
- 6 単に事務・事業をすり合わせるだけでなく、この機会に、費用対効果や効率性、受益と負担の適正化といった観点から見直しに努めるものとする。

7ページには当該議案の関連参考資料がございます。説明してまいります。

初めに、市町合併推進にあたっての原則でございます。

記載のとおり、この協定項目調整の基本方針に関する件の検討にあたっては、以下に掲げる市町合併推進にあたっての原則を踏まえたということでございます。

その1は、一体性確保の原則であります。住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

2が、住民福祉向上の原則であります。住民サービスおよび住民福祉の向上に努める。

3が、負担公平の原則であります。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないよ

うに努める。

4 健全な財政運営の原則。将来にわたって健全な財政運営に努める。

5 行政改革推進の原則。行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

以上が方針策定にあたってよりどころとしたものでございます。

以上のように方針がやや抽象的であることから、次に、個別事項の調整方針を定めているものであります。

個別事項に関しては、議案第10号合併協定項目調整の基本方針に関する件を踏まえ、以下の考えに基づき、今後、関連協定項目の詳細を検討していく。

1、税、使用料等住民負担。

(1) 議案第10号合併協定項目調整の基本方針に関する件の別紙の、

1 原則として秋田市の制度に統一する。

2 制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とする。

3 制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮する。

に基づく取扱いを原則とする。

(2) やむを得ない理由がある場合に限り一定期間の不均一な取扱いを行うものとする。

次に、2、公共建築物についてでございます。

(1) 合併を契機とした公共建築物の整備は、既存施設の建て替えを原則とする。

(2) 既存公共建築物の建て替えにあたっては、施設の複合化および多機能化を図ることを基本とする。

3、公共的団体等および公社等出資法人の取扱いであります。

(1) 各市町で共通する団体は、合併時までに統合するよう調整に努める。

(2) ただし、統合に時間を要する団体については、なるべく早く統合するよう調整に努める。

(3)であります、各市町で独自の団体は、個別に課題解決の方策を検討し、団体運営の一層の合理性確保を図る。

であります。

最後の4番目は、補助金等の取扱いであります。

(1) 各種団体等に交付している補助金等については、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

(2) 事業費に対する補助金のうち各市町で同種の補助制度については、原則として秋田市の補助制度に統一する。

(3) 事業費に対する補助金のうち河辺町又は雄和町独自の補助制度については、

住民生活に大きな影響を及ぼさないよう配慮して調整を図る。

であります。

行政制度の一元化を調整する専門部会は、こうした基本方針、個別事項の調整方針に基づいて作業が進められていくものであります。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ、伊藤委員。

伊藤 満委員 合併協定項目調整の基本方針ですが、1から6まであるわけですが、この1から6について優先順位というものが含まれているのか、あるいは1から6までが全て同じ、同等として話し合われるのか、そこら辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 あえて優先順位はないものであります。しかし、1、2、3につきましては、いろいろ論理的になっているところでありまして、1が秋田市の制度に統一すると。そしてその年度については、記載のとおり合併年度、または翌年度までに行うこととし、その際には激変緩和措置も講じていくと。ここら辺は優先順位といいますが論理的な構成における優先順位はございますが、この1から対応において6までについては優先順位はございません。

佐竹議長 原則論ですので、まずこの1、2、3は順序で行う。激変緩和。ただ、最初に原則まずありきという、その例外規定というような形で読めるのかなという感じですね。

はい、それでは他に質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

大山博美副会長 ひとつ要望でございますけれども、合併項目の基本方針の中で1番から6番まであるわけですが、原則として1番は当然、編入合併ということで当然だろうと思っておりますけれども、6番までそれぞれの事情を勘案して、このような激変緩和を考慮するというようなことを取り上げていただきましたので、河辺町の例をとりますと、河辺町は誕生して48年過ぎておりますので、それぞれの政策があるわけでございます。それらについて十分配慮していただけるものと私は解釈しておりますので、今後ともその辺についてよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

佐竹議長 ご意見ということでございますので、その点については十分活かしてまいりたいと存じます。

他に質問ございませんか。どうぞ。小野寺委員。

小野寺一志委員 河辺の小野寺でございます。

1から6、よく勉強させてもらいました。私はただこれを読み返すのではなくて、我が町のある事象を想定しながら、このことに当てはめてみますると、考え方としては、上がったりと下がったりという大変複雑な気持ちになるんですが、さっき雄和の伊藤さんが言われましたように、どちらの方にウェイトを置くのか、いわゆる優先順位があるのかという質問等ですね、具体的に考えた場合に心配があるわけでございます。

それを裏付けするが如くにあることは、未だお話しを聞いた段階で具体的に示されたものはないわけですが、そのことを非常に期待している一人なんですが、今、幹事会の持ってくる前に、物事を決定するには当然の歩みでありますけれども、専門委員会が行われておりますね。今日、ようやくこれが議決されますと、初めてこの思想なり考え方なりが専門委員会に出されるものだとは思いますが、それ以降の審議の状況に期待をしているところですが、もう今まで何回も行われた段階で、すり合わせと言うんだそうですが、どうもその後の段階で取捨選択というのが始まっているような、そんな実情を懇々と訴えられた経緯があるわけでありまして。

ですから、今、うちの町長も言いましたように、書いたものそのものは良いわけですが、実践の段階になったときに、実際の計画に盛り込もうとしたときに、バランスをとると言うことが重点的にもってこられた場合には、雄和さんも、うちの方の河辺も、かなり苦慮しなければならない問題点が出てくるなという私個人ではありますけれども悲観めいた感覚を持っている一人であります。

ロングラン、今、決定をいたしました前の基本計画そのものに盛られるようなものではないと思うけれども、ぜひある一定の期間だけですね、ここの記載されております文言どおりの考え方でやってほしいな。要請・要望してはだめなんだな、私はお願いしなきゃならないなということが個人じゃなくて、河辺町、雄和町も同じでありますけれども、町民の皆さんの心配というのはどうなるかということで、あれを頼りにしてきた、これを頼りにしてきたというのが、すぐ木に竹を接ぐような状況ではなしにですね、ぜひ3年で終わるものもあるだろうし、5年かかるものもあるだろう、場合によっては10年間かかってしまうようなものも、お願い事項ではあるわけですし、ぜひ、その辺のところを配慮した中でのですね、文言どおりの状況でお進みいただければなど、意見というよりも、要望というよりも、私の場合には、大秋田市の皆さんにご迷惑をかけている面もありますので、お願いということで申し述べさせていただきました。

終わります。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 今後の作業にあたりましては、小野寺委員がおっしゃる精神においてこの作業が進められるように、私どもも十分指導してまいりたいと考えておりますが、

しかし、その調整にあたっては、まさに我々は当事者そのものでありますので、専門部会においては、それぞれの町を代表する委員においても十分にその趣旨が通りますようにご期待したい、そういうふうに考えているところであります。

以上であります。

佐竹議長 いわゆるこの地方行政制度上、市ということになることによりまして、法体系的にそうならざる得ない、むしろ市ということになることによっていろんな基準が違ってきて、そういうものに合致させなければならないということは、これは逆に言いますと、その長い間かかってかえって損を来すものもないわけではないと。むしろ割り切って市という法体系的なものについては、ただ、やはり地域的な事情というのは当然あると思います。秋田市では都市および周辺農村地域からできておりますけれども、河辺、雄和の場合は、やはり農村と、それに農業集落という、そういう地域的にまた違った、一元化した政策ではなかなか執り難いというものもあると思います。

やはりものによって様々な形の考え方があろうと思いますので、また具体的な中で、やはりこれは一つ一つこなしていかなければならないのではないのかと、そんな感じがいたします。

はい、佐藤さん。

佐藤裕之委員 今後、各論で議論いただくことかとは思いますが、思考整理のためにお伺いしたいのですが、参考資料の方の3、公共的団体等および公社等出資法人の取扱いというふうに書かれておりますが、これは具体的にどういった団体を想起すればよしいのか、できれば一、二例、例示いただければ幸いです。

佐竹議長 はい、事務局。

豊嶋事務局次長 まず最初に公共的団体等と言いますと、これはいろんな種類の団体がございます、例えば社会福祉協議会であるとか、福祉の団体とかですね、あるいはスポーツの団体がございます。あるいは商工会議所であるとか、そういった産業界の団体、それから農協、農業団体、漁協の関係とかですね、そういった様々な団体があります。これは法人、あるいはそういった非法人と言いましょか任意の団体等、それは問いません。いずれ日常的に公共的活動を行っている団体と、こういうことでございます。

それから、後ろの方の公社等出資法人と言いますと、公社で言いますと、例えば土地開発公社であるとか建設公社がありますね。それから出資法人と言いますと、これは市、あるいは町が出資している会社等があります。

以上でございます。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見を伺います。よろしゅうございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第10号、合併協定項目調整の基本方針に関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第10号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第11号、合併の期日に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 9ページでございます。

議案第11号、合併の期日に関する件。

合併の期日を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併の期日は、平成17年1月11日とする。

次に、10ページをご覧ください。議案関係の関連参考資料でございます。この合併期日に関する考え方を、ここで整理してございます。少しご説明いたします。

1つ目ではありますが、第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会、これは任意協の最終回でございました。6月4日開催されておりました、その際に合併期日に関しては次のとおりの合意がなされております。平成17年1月1日から3月末日までの間の適切な期日に、できるだけ早く市町合併を施行する、であります。

次に2番目として、合併期日の決定に関する考え方を整理しております。

その(1)ではありますが、合併の手続きや住民の合意形成に要する期間を考慮する。内容としまして、慎重かつ適正な事務処理に基づき、十分な住民説明や関係法令等に定める事務手続きを経て市町合併を施行するためには、合併期日を平成17年1月以降とする必要がある。

次に(2)ではありますが、市町村の合併の特例に関する法律の期限を考慮する。市町村の合併の特例に関する法律の期限は平成17年3月31日であり、同法に基づく各種特例措置を受けるためには、その期限までに市町合併を施行する必要がある。これは、この1の合意事項を(1)、(2)で論理的に整理したものであります。

次に2の(3)であります。合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、事務処理・事務引継ぎの利便性等を考慮する。

その であります。市町合併後の新たな年度に新市の組織機構が一体となって各種事務事業を効率的に推進するためには、可能な限り早い時期に合併を施行することが

望ましい。

新年度予算の編成業務を円滑に行うためには、平成17年1月中旬以前に市町合併を施行することが望ましい。

この と の整理で1月1日から1月中旬までに絞り込まれたというふうになります。

次に であります。電算システムを円滑に移行するためには、閉庁日明けの平日に市町合併を施行することが望ましい。ここで閉庁日明けということから、1月4日もしくは1月11日の選択となるものであります。

次に であります。1月4日の市町合併施行は、多くの機関が休みとなる年末年始に事前準備が集中し、対外調整などに支障があることから、避けることが望ましい。

このようなことから1月11日を合併施行日と決めたいと、こういう経緯でございます。

なお、1月10日は月曜日ではありますが、成人の日ということで休日となっているものであります。

次に、11ページには関連資料として今後の合併のスケジュールを掲載してございます。少し説明いたします。

現在、法定合併協議会が設置され、合併に伴う協定項目に係る協議、あるいは今後、市町村建設計画に係る協議が行われてまいります。そして16年1月から住民説明会を開催いたしまして、7月中旬までにはこの協議を終了したい。前回にこちら辺はお話し、ご説明いたしたところでございます。そして合併の申請および処分という最終手続きを行いまして、平成17年1月11日の施行というスケジュールでございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して、まず質問はございませんでしょうか。はい、伊藤委員。

伊藤 満委員 合併の期日に関する件についてご質問したいと思いますが、私の手元に事務局からいただきましたタイムスケジュールがあります。これですと来年の7月までに合併協議会が15回行われるということになっておりますが、1回目と、今日2回目であります。この議案の配付ですね。これが私の手元に来ましたのが6日の午後でした。非常に中身を精査するにしましても時間がないような状況ですが、事務局の配慮によりまして内部資料ということで、幹事会にかかる前の資料というものはいただいておりますが、実際に幹事会を経た正式な議案なるものは、6日に私の手元へ届きました。それもタイムスケジュール、やむを得ないのかなというふうに思うわけですが、順調にいつて来年の15回が調印式ということになりますが、今後ともこのような形で進めないと間に合わないというふうな印象を受けざるを得ません。

我々委員としては、もっと事前に資料の配付をしていただくことが大変望ましいし、お願いしたいものだなというふうに思いますが、そういうことを含めて第15回の調印式までに間に合うのか間に合わないのか、時間的なものについてもっと整理が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 ご要望の円滑な協議を進めるために、事前にできるだけ早く議案書を配付するように今後とも努力してまいりたいと思います。このたびは様々な調整から6日に幹事会、8日本日に協議会という日程になりました。大変申し訳なく存じております。今後は努力してまいりたいと思います。

なお、全体の協議が間に合うのかということでございますが、私ども事務局としては、ぜひ間に合わせたいと考えております。

以上でございます。

佐竹議長 他に質問はございませんでしょうか。どうぞ、藤原委員。

藤原 貢委員 資料の2のですね市町合併の手続きですね、今の説明の中に、住民説明会がありますね。16年の1月となっておりますけれども、この住民説明会に説明する内容というものは、どういう内容を説明する予定になっておるのでしょうか、そこをまずお知らせください。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 基本的には合併協定の中身と、それから市町村建設計画の中身ということになりますが、今後、その中で特に住民説明会にこれだけはこのご意見がありましたら、この場でお決めいただきまして説明の素材にしていまいりたいと考えております。基本的には、住民説明会は今申しあげた合併協定の中身、そして市町村建設計画の内容ということになります。

以上でございます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

藤原 貢委員 あのね、合併の協議会と同時に将来の構想、将来のビジョンというのがね、やはりこれは当然またこのあとに作成される市町村の建設計画と当然一緒になってつながっていかねばならないわけですけども、今回スタートしたわけですけども、将来の構想、将来のビジョンというようなものがしっかりしておらなければね、やはり住民というものがこれからいろいろなものを策定していくためにね、全体の将来の姿というのがなかなか見えにくい面もあるようにも思われるわけです。

その将来構想と、いうなれば建設計画と、建設計画と言えば、いうなればまちづくりのことなんですけれども、それらが一体どのような整合性を持ちながら一緒にやっていくのか、それとも将来構想はこのあとになるのですか、建設計画のあとに将来の

ビジョンというものが明示されるものでしょうか、そこら辺お知らせください。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 大変失礼であります、第1回目のときにそこら辺もご説明したつもりでございました。大変あれでございましたが、思い起こしていただきますと、まちづくり計画については本日の第2回で策定方針を定めていただきます。次回の第3回、9月29日には、今、委員がおっしゃいました基本構想を第1回分としてお示しいたしますので、確定は第6回で行いますが、この構想についてご提示したいと考えております。この構想に基づきまして新市の建設計画につきましては、第5回で第1回目のご提示しまして、第6回については住民説明会の素案を確定していきたいと、こういうふうなスケジュールでございます。

以上でございます。

佐竹議長 実はそれぞれに国の方針というものを、我々はなかなかそのまま言葉通りに取るのか取らないのかと。実は国の方の立法趣旨があると思います。

やはりそのビジョン、構想というところがたぶんビジョンでしょうけれども、多分にこの建設計画というのは、国の方では何のことはない、財政計画との絡みのチェックでありまして、よく、特に総務省、旧自治省がやるものについては、我々の言うその計画ではなくて、いわゆる事業列記で、それを幅広に列記させておいて良いのか悪いのかと。列記したものは、例えば様々な支援の対象になるけれども、列記しないものはしないというような形。ですから、ある意味では賢い地域はやる・やらないは別にして、希望的観測で全部やっているなんてところがありますね。この種のは山形あたりはですね、実際やろうと思っているものの3倍ぐらい書いて、いざというときに備えるという。

ですから、これは非常に微妙なんですけれども、やはり個別のものが住民説明会で個別に陳情合戦になってしまいますとですね、個々の小さいものまでという、これはやっぱり避けなければならないと思います。

やはり基本構想というのは、やはり先程藤原委員お話しあったとおり、やはり将来、どういうビジョンで進むのかと。もう一つは、住民の負担に関わる問題だとか、直接今やられているサービスがどうなるのかと、こういうものはその構想とはまた別ですね、やはりそこら辺は住民の方に十分説明をしなければならぬと思いますけれども、多分にこの建設計画、財政計画というのは、内部的なある意味ではものでございますし、それをやはりある程度頭に入れてかかるべきではないのかなと。我々が思い違いをして国とのすり合わせができないとなれば困りますので、その辺は十分、それぞれのこれまで、特に過疎計画等で両町とも十分そこら辺はおわかりだと思っておりますので、よろしく願い申しあげたいと思います。

他に質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。

池村好道委員 先程の藤原委員のご質問を踏まえまして、確認の意味も込めまして意見、要望を一つ申し述べさせていただきますが、国との関係もありましょうが、説明会はこまめに実施していただきたいということであります。

ただ、説明会そのものはファイナルなこととは言いませんけれども、それなりの形が出るまでは実施し難いという面もあるわけでありますから、むしろ様々な形で情報提供を行っていただきたい。つまり、ファイナルな形、あるいはそれに準ずるような情報でなくともですね、いわゆる意思形成過程情報であっても、住民にその段階その段階でお知らせすることが可能であるし、またはそれが望ましいといった情報も出てくるわけですから、やれホームページであるとか、あるいはこの会議公開というのもそうですけれども、情報提供の方にもきめ細かに取り組んでいただきたいということを要望として述べさせていただきます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

伊藤憲一副会長 ただいま池村先生からお話しございましたけれども、私ども、河辺町も秋田市も同じだと思いますが、住民に対する情報提供としては、この協議会の内容はもちろんでございますけれども、私どもは毎月の広報に特集を組みまして町民の皆さんに情報提供をいたしております。それで十分なのかどうかというのはまだわかりませんが、そのほかに場合によっては各、秋田市は町内会でしょうけれども、私どもは各自治会長さん方にもお集まりいただいて様々な情報提供をしていこうという形もとりたいと思っておりますし、また、それぞれの公共団体がございますので、そういう方々からお集まりをいただくような機会も置きたいと思っております。

いずれにしても、いろいろ先程来お話しありましたように心配な点、私ども編入される立場からいたしますと心配なことはたくさんあります。ですから、やはり町民の皆様共々に情報を共有して将来に向かっていきたいなという具合に思っておりますので、先生からもよろしくひとつご指導をお願いいたします。

佐竹議長 いずれ合併、この協議会のホームページも今立ち上げたところであります、逐一ホームページ、あるいは広報については今のところはそれぞれの町村、市町村ということになるかと思えます。そういう形、あるいはそれぞれの1市2町、今までのルール、やり方があると思えますので、適宜できるだけ多くの情報を住民の皆さんに提供するというように努めてまいりたいと思えます。

それでは、ほかにごございませんでしょうか。どうぞ。

小野寺一志委員 合併についての進め方の考え方なんでありますが、まず私どもは町

民の皆さんが、どうなるんだろうなという限りない、計り知れない心配があることは確かであります。俺たちの知らない間にどんどん進んでいるなということも一つの危惧している点であります。

私どもは、私どもというのは、今度は議会になりさがあった場合に、それぞれの議会に特別委員会を設けておりますから、さっき雄和の伊藤副議長からも要請ありましたけれども、審議する問題点、早く欲しいものだなと。それに対して局長が、ぜひそれに応えるように頑張るというお答えをいただいたので安心しましたが、私どもは、私どもこの委員で最終的には決を取り、決まっていくわけだけれども、私ども4人だけでは心許ないので、心許ないというか真実が響かないので、その議案を頂戴しますと、この協議会にくる前に議員の皆さんから集まりをいただいて、いわゆる調査特別委員会の委員会を招集いたします。よりみんなから意見を聞いて、その問題点を私ども4人が背負って入るとい考え方であります。いろんな意見があるわけありますから、賛成だ、反対だということよりも、まず私ども18人が河辺の町民に対して、要望なり考えている心配事に対して、一つ一つ応えていくということがですね、合併の今後のですね、合併はこれはされるだろうし、合併そのものの形は成功しても、本物の中身というものが今後に期待されるものだとなれば、やっぱり町民と共に歩めるような方向をとっていかなければ私はだめだと思います。

そういう意味で1月ですね、1月に町民に説明する段階においては、今、佐竹会長さんからは基本的なものになるというお話しではありましたけれども、スケジュールからいたしますと、次から次へときて、何が何だかきっちりしない間にきてしまったということになりますから、事務局の皆さん含めて今それぞれ執務をとられております、言葉は悪いんですが事務の皆さん、大変だと思うけれども、やっぱり精力的にですね、専門委員会なり、そして幹事会にぼんぼんあげていくというふうな具合にやってほしいなど。秋田市は大変だと思います。河辺と雄和については、大変なことは大変だけれども、大変と言ってもらえない時代だというふうに私は認識しております。そしてもう、雄和さんはどうかわからないけれども、うちの方の職員のものも、やがて合併だ、いや合併なんだ、すぐなんだという落ち着きのなさといいますが、そこに大きな期待を持ちながら、もうそこにいってしまうという状況にありますので、ぜひ精力的にこのことを進めていただいて、町民の皆さんへきちっとやっていただくと。

特にこの余計な言い方をしますけれども、私、みんなそれぞれから資料をいただいてつぶさにあるものを検討してみますと、河辺町は、河辺町といえども、もう50年になろうとしておりますから、その間、歴代の町長さんたちが一生懸命頑張っていますね、どうも町民に対するサービスというのは、よそから言わせると過大だと思うくらい大変な意味でいろんなことで手当てをしております。よそと比較した場合に財務状況が

どうなのかは、まだそこまではいいていませんけれども、いずれそういった具合にきているものは、今、転機を数えて変えるわけでありますから、変えたときにもなおまちづくりのスピードが落ちないような方向にするとすればですね、町民に対する報告、意見を交換する、これが新生秋田の発展に大きな能力になるかならないかの瀬戸際じゃないのかなと、そんなつもりで私どもは展開をしているところであります。中には、もう町民との話し合いに入った方もおりますし、私どももやっぱり報告の義務がありますから、そんな意味で進めたいのですね、ぜひ仕事があって大変だと思うけれども、精力的にやっていただいて、各部門のところやや具体性を持ったところのですね説明ができ得るように急いでいただけないかなというお願いを含めて提言をしたいと思います。

終わります。

佐竹議長 はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ほかにご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第11号、合併の期日に関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、議案第11号は、原案のとおり決定をされました。

次に議案第12号、一般職の職員の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 13ページでございます。

議案第12号、一般職の職員の取扱いに関する件。

一般職の職員の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

14ページをご覧ください。参考資料の1については、一般職員の概要であります。

1市2町の職員数は上から3段目でございますが、平成15年4月1日現在、秋田市が3,280、河辺町が144、雄和町が119、合計3,543名となるものであります。

次に、15ページは参考資料の2であります。一般職の職員の取扱いに関するこれまでの合併したところの、あるいは合併を今現在協議中の先進事例を記載してござい

ます。1番目の新潟市、福山市、呉市、4の岐阜広域合併協議会、それぞれ中核市でございますが、その事例をここに掲載してございます。

次に、16ページでございます。参考資料の3としまして、関係法令、特に市町村の合併の特例に関する法律においては、第9条に職員の身分取扱いの規定がございます。ここは読み上げさせていただきます。

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

また、地方公務員法には、一般職と特別職につきまして第3条に規定がございます。この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件に関しまして、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第12号、一般職の職員の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 はい、ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、議案第12号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第13号、条例、規則等の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 17ページでございます。

議案第13号、条例、規則等の取扱いに関する件。

条例、規則等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

18ページをご覧ください。関連資料といたしまして、1市2町の条例、規則等の状況、1つ目が現況でございます。秋田市は条例が227本ございます。河辺町184本、雄和町171本でございます。これを2つ目でありますが、整理してまいるわけでございますが、このスケジュールを記載してございます。もう既に始まっているところであ

りますが、事務事業の調整をしまいであります。そして平成16年1月から7月には例規の新しい原案を策定すると。原案の策定を行います。そして16年7月から8月には例規原案の確定をいたしまして、16年の9月定例会と12月定例会に2段階で関連議案を提出してまいりたいと考えております。特に9月の段階では、住民への周知期間を要する条例等の改正案を中心に提出いたしたいと考えております。

いずれにしましても200を超えるところの条例等の改正作業でございますので、遺漏のないように精一杯努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件について、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

地主重子委員 旧市町の独自の条例について、その一体化を図るのか、整合性を図るのかについてお伺いいたしたい思います。

例えば景観条例についてですけれども、平成15年4月1日には、秋田市都市景観条例が施行されております。また同時に雄和町には、美しい雄和の風景と文化を守り育てる条例が施行されております。いずれにも表彰、補助、助成、公表の規定がありますけれども、秋田市は都市景観の方向性に向けて、実現に向けての条例でありますし、雄和町は田園景観に育まれた風土、文化の保全振興に対するモラルの醸成を促すという具体的施策を図ったものでございます。それぞれに地域の良さを活かした特色のある地域づくりに向けた思い入れの条文で編まれております。

その一体化、整合性、また1市2町だけにある独自の条例の今後の方向づけ、かなりの本数のすり合わせだとは思いますが、どう位置づけていくのかお伺いしたいと思えます。

佐竹議長 はい、事務局、お願いします。

高橋事務局長 個別の条例の中身については、今この段階で私ども事務局として申し上げるまでには至っておりません。すなわち、専門部会においてこれは協議されるということでもあります。

しかし、今回のこの議案につきましては、合併の形態からしまして、秋田市の条例、規則に調整していくということになるかと思います。また、各町における独自の条例の取扱いについては、この専門部会の議論を経たうえで今後検討することになりますので、ご理解いただきます。

地主重子委員 意見ですけれども、よろしいでしょうか。

佐竹議長 はい。

地主重子委員 個性を、それぞれの個性を發揮して刺激しあうというその合併の意味あいからも、条例によっては無理に一体化を図る必要があるのかどうかと考えますが、

その点についていかがでしょうか。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 ご発言の趣旨につきましても専門部会の中、あるいは幹事会の中で十分議論して、この協議会に持ってまいりたいと考えております。

佐竹議長 はい、これについてちょっと私から。住民の権利、義務等に直接関わるものについては、これは地方自治法の趣旨というよりも、当然なことですけれども、できるだけ一体化というのは望ましいものであると思います。

ただ、先程言いましたとおり、地域により自然環境、あるいは状況が違うものについては、例えば一つの条例の中で区分割りするということもあるでしょうし、ただ、やはりものをばらばらにそれぞれというものについては、やはりこのまちづくりの逆に阻害する要因にもなったりするわけですので、やはりこれも一つ一つの事例に合わせてということではなかろうかと思えます。

ただ、住民の皆さんの、逆に混乱をまねかないために、できるだけ簡素に一体化した中で条例の一つの様々な許される範囲での地域分けとか、そういうものは必要であろうかと思えます。まずそういうことになるかと思えます。

他にご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。どうぞ、片桐さん。

片桐登司夫委員 雄和町の片桐でございます。

今とちょっと似たような事例でございますけれども、今、雄和町も下水道事業等が盛んに行われております。下水道事業と集落排水事業において環境整備を行っておるわけでございますけれども、この下水道条例に受益者の負担金徴収条例というのがございます。

これ、私、役場におった頃の条例制定でございますけれども、国では、この負担金の徴収は宅地の面積において徴収するというふうな条例になっておりますが、これが当時そのような話からして、宅地の面積というのはどういう根拠でそうなったのかというふうに私も考えたんですけども、宅地に下水だけでなくして雨水も入ると、要するに雨の水も下水道に入ると。そうすれば宅地の面積が広い分だけ多く流入するということになるということで宅地の面積で負担金を徴収したと私は思っておるんですけども、今、雄和町では雨水は全然入っておりません。下水だけを流入するという格好ですので、そういう宅地の面積で調整するというのはちょっとおかしいのではないかとということで、私、建設省へ行ったとき、建設省の方とお話ししてまいりました。そして、じゃあ、どういうふうにするのかというと、雄和町は戸当たりの徴収にしたいと。宅地の面積でなくして戸当たりの徴収にしたいと。そうした方が理想的では

ないかというふうな話をしてまいりまして、そのときにそういうふうな話で、じゃあ、あなたの方がそれでよければそれでいいんだというふうなことで一戸当たりの徴収条例で今雄和町はなっております。秋田市は確か宅地の面積、1平方当たりいくらというふうな徴収条例になっておると思います。

そういうことで、今後これは話し合われることだと思いますけれども、そういうふうな点を今後やはり、ただ国の条例に従ってやるということではなくして、やはり実情に合ったものを採用してもらいたいなと私は思いますので、その点をひとつお願いします。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 専門部会長について、この意見があったことについて十分伝えてまいります。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、議案第13号、条例、規則等の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、議案第13号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第14号、組織および機構の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 19ページでございます。

議案第14号、組織および機構の取扱いに関する件。

組織および機構の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法第155条第1項の規定に基づく出先機関とする。
- 2 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

20ページをお開きください。関連参考資料の1であります。

まず、組織および機構の取扱いに関する先進事例を掲載してございます。1つ目の新潟市、それから先程もございましたが、2つ目は福山市、3つ目が呉市ということになってございます。

21ページには、関連参考資料の2として、関係法令がございます。先程議案で申し述べました地方自治法でございます。155条の1項の規定を掲載してございます。

また、138条の4には、委員会・委員及び附属機関の設置についての規定もございます。

なお、本案につきましては、組織機構の取扱いの基本方針に議決いただくものでありますが、今後の事務事業の調整を見極めまして、第1回協議会でお諮りいたしましたとおり、第6回協議会、12月24日の第6回協議会において、出先機構の機能、すなわち名称、新市行政組織上での位置づけ、取扱う行政サービス内容など、所掌する事務分掌の内容について、この協議会にご報告してまいりたいと考えております。

本案につきましては、以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して、まず、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

池村好道委員 2点、事務局にご質問申しあげます。

第1点目ですが、この3番目の附属機関については、のくだりですが、関連法令として自治法138条の4第3項があるわけですけれども、いわばこういう正式の附属機関以外に要綱等によって設置されている、これまたいわば非正式の附属機関と言いますか、私的諮問機関もあると思われるわけですが、この附属機関に含まれると解してよろしいのかということが一つですね。

それから2つ目ですが、事務局より回答としてはもう少し待てというふうに言われるかもしれませんが、この2番目に関して、幹事会等でどういう議論があったのか、その一端だけでもよろしいわけではありますが、お聞かせいただきたいと思えます。

と言いますのは、レトリックにこだわるわけではございませんし、非常に配慮に満ちた表現であるということも重々承知しているわけではあります。この配慮することと見直しを図るといふ、この2つが非常に並列的にですね扱われているやに映るわけがあります。つまり、合併の目的といいましょうか、それを強調すればするほど、理論的には見直しを図るの方に重点を置かざるを得ないことになっていくと言えるわけがあります。

すなわち、その目的として一つは行財政の効率化、財政基盤の強化というものがあられるわけでありまして、また、今一つはもう少し積極的な側面でありまして、職員の見直しに伴いまして、その職員のグレードアップ、パワーアップを図るんだと、資質向上を実現するんだと、これをもって地方分権という要請に添えていくんだという、そういう積極面もあるかと思えます。そういう目的を重視した場合に、どうしてもですね、その再編見直しの方が強調されるということになりやすいわけがあります。

もちろん、こういうことであれば痛みは伴うわけでありますから、例えば電子自治体の実現等の手法によってデメリットを克服していくというふうなことを考えていくことが不可欠になってくるわけでありますけれども、そういうふうに見たときにですね、この表現はしばらくおくといたしまして、どういう、こういう表現をとられたにはそれなりの理由がおりななだと思えますけれども、どういう議論がなされたのかということをお聞きしたいのであります。

以上2点です。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 まず1点目の要綱設置の附属機関、いわゆる附属機関というのは審議会、委員会等でございますが、これについては、この規定には該当いたしません、左のページにありますとおり、このほか例規、この条例、規則等のほかに要綱がございます。これについても議論したところでありまして、この要綱設置等についても同じ精神でこの整理していくということを確認しているところであります。

それから、2つ目の議論でございますが、むしろこの出先機関という規定は、河辺町役場および雄和町役場について特化した表現でございます、この出先機関の組織そのものについては、合併時の特殊事情をおおいに配慮いたしたいという精神で議論してまいったところであります。したがって、急激な変化を来すことのないよう配慮をしつつ見直しを図るといふ、少し教授がおっしゃいます意味では、レトリックに若干ストーリー性が欠けるやに思われますが、このことにつきましては、出先機関である河辺町、雄和町役場のあり方について直接的にここ触れているということでご理解いただきたいと思います。

佐竹議長 たぶん、それぞれやはり先程から議論のあった、その地域事情に配慮した、あるいは地域事情の特殊性を鑑み、その事務分担、あるいは事務の内容、条例等の適用等を考えていく集積の結果が、たぶんそれを取り扱う事務所の機能になるのではなからうかと思えます。ですから、最初に何とかかんとかというよりも、まずそういう個別のものを積み重ねた上でどうなるのかということになるのではなからうかと思えます。

一方におきまして、私が話すのおかしいんですけれども、我々行政が考えている住民サービスというのは、実は住民にとってさっぱりサービスでないという場合もある。よく地方分権ということで、地域に密着したというんですけれども、段階行政というのは非常に嫌われる今は時代、一発で済ませていただきたいという、そういうものの中にはあります。

一つの事例で申しますと、例えば工業行政なんかにまいますと、これは大変申し上げませんが、河辺、雄和に工業技術の専門家はいないわけでございます、こ

これはやっぱり秋田市の商工の工業労政でかなりのレベルで対応できると、そういうものもあるでしょう。またはそうでないものもあると思います。

やはりこれは、このあとの個別の積み重ねの上で、おのずから決まっていくのではないかと。ただ、それが未来永劫という形になるのかならないのか、やはり行政効率を高めるといふ全体の合併効果もきっちり出さなければなりませんので、やはりあまり情に流されても困るのではないのかと、そこら辺はやはり十分踏まえていかなきゃならない事象ではなかろうかと思えます。

以上です。

ご意見、ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

地主重子委員 ただいま事務局から、そして会長さんからも、出先機関の機能につきまして、権限につきましては、いろいろとご説明がありましたけれども、住民の、くどいようですけれども、住民の意向調査によります支所機能というのは、決して窓口業務だけの支所機能ではなくて、やはり住民の声を吸い上げてくれる、住民の自治が弱体化しないような支所機能ということだと思えますので、そこら辺も十分考慮していただきたいと思えます。

佐竹議長 ということで、実はここに出先機関と書いていますが、支所とは書いていないということで、ひとつそこら辺をお含み取り願いたいと思えます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようございませんで、議案第14号、組織および機構の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようございませんで、議案第14号は、原案のとおり決定されました。

次に、最後の議題でございませんで。議案第15号、電算システムの取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めませんで。

高橋事務局長 23ページでございませんで。

議案第15号、電算システムの取扱いに関する件。

電算システムの取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めませんで。

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

24ページをお開きください。本案の関連参考資料は、大変ページ数が多くなつてご

ざいます。これは、電算システムが行政事務執行上、極めて重要であるということや、多種多様に処理されていることを反映しております。しかも、今後膨大な統合作業が必要となっていることによるものでありますので、あらかじめご理解をいただきます。

それでは資料にしたがいまして、ポイントを絞って説明してまいります。

24ページは、市町合併に伴う電算システムの統合についてであります。ここには、統合の手法について考えられるものを記載してございます。

その1は、(1)とあります新規導入という手法であります。これは、合併と同時に既存のシステムを廃止し、新規のシステムに入れ替えるという手法でございます。

2つ目は、あるいは3つ目は、既存システムを活用するバリエーションであります。2つ目は、1市型と言われているものでありまして、合併後はどの業務においても特定1自治体の既存システムを活用し、他自治体のシステムを廃止、またはバックアップシステムとして活用するという手法でございます。

3番目は、その既存システム活用型であっても分割型と言われる型でございます。業務ごとに旧市の既存システムをそれぞれ良いところ取りをしていくという意味で採用していくということでございます。

このたびの提案は、コスト、時間、そしてまたリスクなどの面を総合的に協議、調整した結果、(2)の手法を取ろうとするものでございます。

次に、25ページでございます。1市2町の電算システムの概要について、参考資料2ということで、これもまたポイントをしばって説明したいと存じますが、1つ目は、汎用機システムについてでございます。最初に、(1)に汎用機システムの導入状況を記載してございます。結論は、秋田市と2町は手法が異なっているということでございます。次のページ、26ページをご覧ください。こうした汎用機システムの統合に向けての基本方針でございますが、結論を申し上げます、一番最後の行でございますが、メリット・デメリットを比較、検証した結果、秋田市のシステムに統合する形をとるのが最善という結論となったものでございます。

次に、27ページをご覧ください。今度は個別システムでございます。最初に説明のために29ページをお開きをお願いいたします。汎用機以外のシステムが個別システムでありますので、その管理一覧表でございます。表はナンバーがございまして、業務名がございまして、合併対応の必要性、システム概要などとなっております。

1が人事給与オンラインシステムでございます。これは制度改正があれば必要という合併対応の必要性が記載されてございます。そしてシステムの概要は人事、給与。

2が設計審査事務、これは合併に伴う変更なし、いらぬという記載でございます。設計審査受付、回答および集計ということでございます。

このような形から33ページの一番下段をご覧ください。134というナンバーがござ

います。すなわち、汎用機以外のシステムは134、現在掌握しておりまして、この記載でございますが、そのうち白抜きとなっている部分が合併に伴いシステム改修が必要、あるいは検討する、あるいは統合するという今後の検討課題となっているもの。そして網掛け部分が、合併に伴うシステム改修は不要というものがあるということで、この134の内訳を整理いたしますと31と103になるという表でございます。大変細かい表となっております。

そこで34ページであります、この個別システム統合に向けての基本方針は、上からの2行でございますが、スケールメリット等を考慮し、原則として秋田市のシステムに統合するのが最善という結論になったものでございます。

次に35ページは、ネットワークシステムでございます。

まず、導入状況でございます。ア．秋田市では、(ア)にありますとおり、秋田市行政情報ネットワークシステム、失礼しました、秋田市行政情報ネットワークの名称で導入されております。36ページの(オ)をご覧ください。現在、1,870台のパソコンが導入され、主事・技師に対してほぼ1人1台態勢となっているものでございます。

次に、イ．河辺町では行政情報システムの名称で導入されておりまして、このページの(オ)をご覧ください。これもまた職員1人1台態勢、約113台の態勢となっているということでございます。

37ページのウ．雄和町では行政情報ネットワークの名称で導入されており、これも同じく(オ)でございますが、職員1人1台態勢、約100台がパソコン使用しているということでございます。

すなわち、1市2町とも行政情報ネットワークが導入されていることから、統合の基本方針としてはということで(2)でございます。

ア．秋田市、河辺町、雄和町の庁舎およびそれぞれの各公共施設を適切な速度で結ぶコンピュータネットワークを構築する。

イ．耐障害性があり、かつセキュリティが十分確保されたネットワークを構築するなど、ウ、エ、オ、カ、の方針が示されているものでございます。

電算システムの最後の項目は39ページ、4の財務会計システムでございます。この導入状況であります、イ．システム導入の状況に記載のとおり、各市町とも既に導入済みとなっております。

次に、40ページ、最後のページであります、(2)システム統合に向けての基本方針でございます。財務、実務全般について綿密な打ち合わせを実施し、システム統合を進めることとしたものでございます。その際、アの秋田市の財務会計システムを利用すること、イのトラブルの起こらないシステム統合を図ること、ウの2町の歳入・歳出予算データは合併後のみを対象とするという、3点を基本方針とするものでござ

います。

非常に資料が多くて割愛させていただきましたが、この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 よろしゅうございますか。この件については、かなり技術的なことでございますので、最大限セキュリティ、あるいはコストを考えた形での結論ではなかろうかと思えます。

そしてまた、これは事前の準備が大変でございますので、この段階で細目を決定して準備に入るといような形に、事前準備ですけれどもなろうかと思えます。ソフト対応、いろいろこれから調査しながらということになろうかと思えますので、いずれ主要なものについては、合併と同時にそれぞれの機関で平等に事務サービスができるということが目標であります。

それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第15号、電算システムの取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第15号は、原案のとおり決定をされました。

以上で、本日予定の審議の協議はすべて終了いたしました。

最後に委員の皆様、あるいは事務局から、その他何かございませんでしょうか。まずどうぞ池村先生から。

池村好道委員 先程も組織等のところで少し示唆させていただいたつもりなのですが、要望としてですね述べさせていただきたいんです。お願いなんですけれども、協議会の場ではですね、提案内容のご説明はもちろん重要であるわけですが、それだけではなくして、その幹事会であるとか専門部会といったところで浮き彫りになった論点と言いましょうか、争点と言いましょうか、そういうものも併せてご説明いただければと、この場に持ち出してほしいというお願いであります。

と言いますのは、私など、どう言いましても行政に関する習熟度ということから言えばですね、職員の皆さんに劣るといことは認めざるを得ないわけでありまして、その提出案件がきれいになっていればいるほどですね、論点が見えてこなくなってしまうんです。そこでは何と言いますか、議論しやすくなるような説明がないとですね、きっかけがないといいましようか、議論の端緒がなかなか開かれにくいということに

なってきます。協議会というのが形式化してくるし、また、単なる追認機関と受け取られてしまうのではないかという危惧もあるわけでありまして、今回の会議で今ご要望申し上げたことが当てはまるかどうかはさておくといたしましても、論点、争点をご提示いただくということが、必ずや不適切とは言い得ない場面と言いますか、協議の場も今後あり得るでしょうから、ぜひ、そこら辺のご配慮もお願いできればというふうに思います。

以上です。

佐竹議長 まったくそのとおりでございます。

今日は、私が説明した部分があるわけですがけれども、ものによって実態とですね、我々がこう一般的に考えるとAという考えが良いかもしれないですがけれども、実際にその1市2町の担当の職員が十分幹事会でやったら、実は将来的に考えたらBという案の方が実態に合っているという場合もないわけでもないわけですから、やはり細かな点は別にいたしまして、主要なところはそういうところが浮き彫りになって、その結果として、ある程度議案にまとめられたものは個別の事案等も交えながらひとつ説明をお願いします。

伊藤 満委員 合併協議会の会場の設営と併せてお願いでございますけれども、多数の人数、それから報道機関、あるいは事務局、そしてまた傍聴者の皆さんも含め、多数の人数でございますので、限られた場所ということになるかと思えます。そういう意味では、かなりのやはり広さが必要かなというふうに思いますが、河辺も、もちろん雄和もそうですけれども、公用車で来る方もおりますけれども、自分の車で来るということが多い状況であります、なかなか会場へ来ましても駐車場に非常に苦慮しているところであります。

また、併せて私ども議会でもいろいろ議会のスリム化および経費の削減ということも含めて、それぞれいろんな意味で経費の節約ということも求められておりますけれども、雄和町であれば公共の施設でこのような会議も十分にできるという場所はいくつかあるかと思えますし、もちろん秋田市もそういう場所がいくつか持っているというふうに思います。

そういうことも含め、会場の設営ならびに合併協議会の委員に限らずすべての秋田市および河辺、雄和の傍聴者も十分に、あっ良い場所だな、あるいは車で来ていつでも空いているなど言えるような、そういう場所の提供ということも求められてよいのではというふうに思いますが、その点について今後の合併協議会の会場の設営についてのご配慮をぜひお願いしたいものだなというふうに思います。

佐竹議長 はい、事務局、このあとのあれですか、かなり何回もやるんですけれども。

高橋事務局長 十分参考にさせていただきたいと思えますが、実はこの会場の場所の

設営というのは、極めてシビアな問題だと、センシティブな問題だとも言われておりまして、1市2町が対等の立場で話し合う場合、はたしてそれぞれの所属する公共施設を使ってよいのかというこの非常に神経質な問題もあるやに、全国的にあるやに伺っております。

しかし、今、駐車場のこと、あるいは住民へのアピール、PR度合いを勘案した場合にこのような提言があったと思いますので、今後、幹事会等で十分検討させていただきます。

ありがとうございました。

佐竹議長 回を重ねていく段階でまた、そのいろいろあろうと思います。逆に河辺町さん、雄和町さんは過疎ということでもあって、逆にその施設は秋田市よりかなり、秋田市は残念ながらさっぱり良い施設がないわけですけれども、立派な施設が全然ないわけですけれども、そういうこともひとつ立派な施設がそれぞれおありですので、十分事務局の方で、このあと幹事会で十分そこら辺も検討をしてください。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 よろしゅうございますか。それでは、本日の合併協議会を終了させていただきます。

初めて今日から中身に入った形で、いろいろ忌憚のないご意見を伺いました。先程、取りまとめて申しあげますと、まずご意見については、それぞれおありですけれども、まずその議案等についてできるだけ早くお届けしながら、十分検討する時間をということ。そして、また最終的には、合併というのはいろいろな事例を見ますと様々な相違点等々ありますけれども、やはり今の合併をという、まずはその目的に向かっての大きな柱について十分合意しながら、個々の問題についてはそれぞれ十分現場での対応を踏まえて肉付けをしていくと、そういう形ではなかろうかと思えます。

今日はどうも大変、ご協力いただきましてありがとうございました。

ご苦勞様でございました。終わります。

高橋事務局参事 以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

なお、第3回の協議会でございますが、9月29日、時間は午後2時から、会場につきましては、このあと幹事会で再度検討してまいります。

委員の皆様、本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

以上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員